

第10章

安全で質の高い学校施設の整備

第10章 総論

学校施設の安全性や快適性、多様化する学習活動への適応性などの諸機能は基本的な教育条件の一つであり、教育水準の維持向上の観点から、児童生徒等の発達段階に応じた安全・安心で質の高い学校施設の整備を行う必要があります。

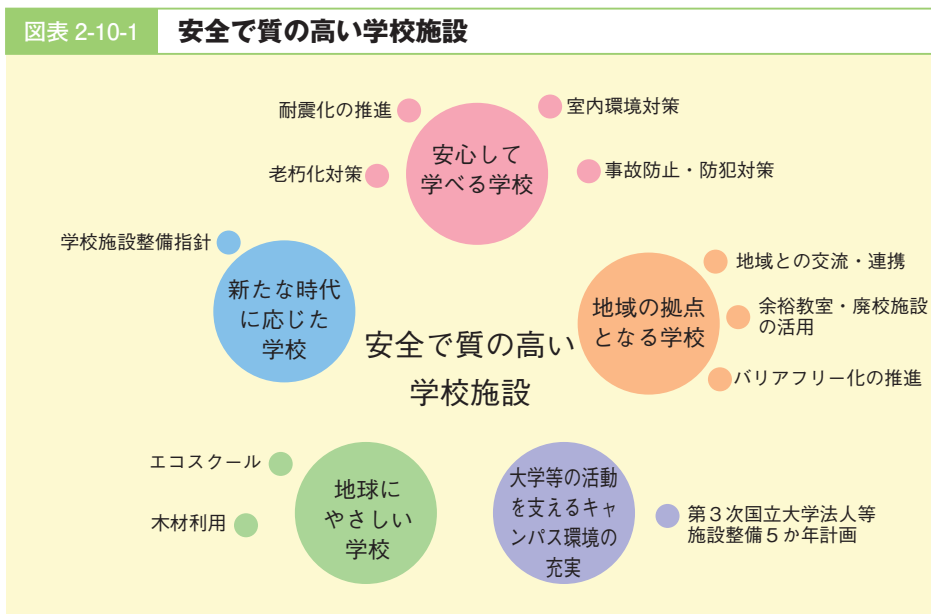
東日本大震災では、耐震化されていた学校施設は、地震による建物の倒壊から児童生徒などの命を守りました。また、多くの施設が地域住民の応急避難場所となるなど、学校施設は、地域の拠点としても重要な役割を果たすものです。

文部科学省では、学校施設の整備に役立てるための指針や事例集などを作成し、学校関係者に周知するとともに、耐震化や老朽化対策をはじめとする学校施設の整備に対して国庫補助などを行っています。さらに、地球温暖化対策として、環境負荷の少ない学校施設の整備を推進しています。

また、国立大学などの施設は、高度化・多様化する教育研究活動の展開に不可欠な基盤であり、創造性豊かな人材養成や独創的で多様な学術研究、高度先進医療の提供などを推進するためには、その充実を図ることが重要です。

文部科学省では、国立大学などの施設の重点的・計画的整備を支援するとともに、施設マネジメントの促進など、教育研究活動を支えるキャンパス環境の整備充実を推進しています。

図表 2-10-1 安全で質の高い学校施設



1 学校施設の安全・安心の確保対策

(1) 耐震化の推進

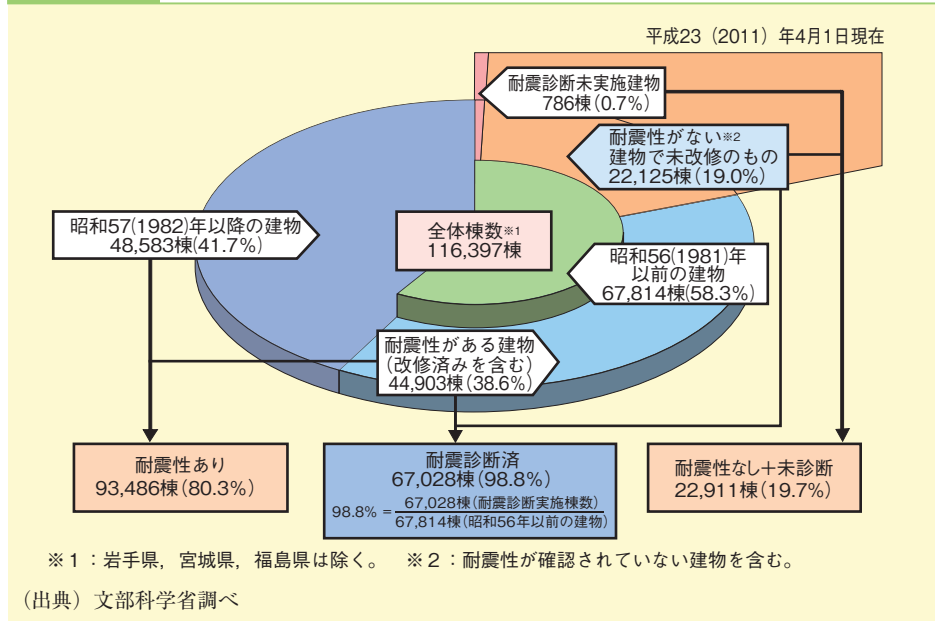
公立学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、その安全性の確保は特に重要であり、公立学校施設の耐震化は喫緊の課題です。

東日本大震災の直後、「地震防災対策特別措置法」が改正され、平成22年度末までとなっていた公立学校施設の耐震化事業の国庫補助率高上げ措置が27年度末まで延長されました。また、文部科学省では、23年5月24日に「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、公立学校施設の耐震化について27年度末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出しました。

平成23年4月1日現在、公立小中学校施設の耐震化率は80.3%（岩手県、宮城県、福島県を除く）ですが、24年度予算を執行した後は約90%に向上する見込みです。しかし、その上で、今後耐震化が必要な建物は、約1万2,000棟あると見込まれます。

大規模な地震はいつどこで発生するか分からないことから、早急に耐震化を進めていく必要があります。文科科学省では、引き続き、地方公共団体の耐震化への取組を支援していきます。

図表 2-10-2 平成23(2011)年度公立学校施設の耐震改修状況調査による耐震化の状況(小中学校)



耐震補強済の部分と未補強の部分との被害状況の比較

学校施設の安全性を確保するためには、建物(構造体)の耐震化だけでなく、天井材、外装材などの非構造部材の耐震対策を図る必要があります。

文部科学省では、平成22年3月に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を作成し、非構造部材の耐震化について、地方公共団体などに対し、普及啓発を図ってきました。また、非構造部材の耐震点検・耐震対策の状況について、平成23年度に初めて調査を実施しました*1。その結果、公立小中学校については、耐震点検を実施している学校は全体の65.3%*2、そのうち耐震対策を実施した学校は45.4%*3でした(参照：http://www.mext.go.jp/component/b_menu/houdou/_icsFiles/fieldfile/2011/08/23/1310177_20.pdf)。

さらに、今般の震災を踏まえ、23年7月に点検項目などを分かりやすく図で示した教職員向けのリーフレットを、24年3月に既存の対策事例を掲載した事例集を作成し、各都道府県教育委員会などへ配布するとともに非構造部材の耐震化に必要な施設設備について国庫補助を行いました。

文部科学省では、引き続き、非構造部材の耐震対策の推進を図っていきます。

(2) 老朽化した学校施設の計画的、効率的な再生整備

現在、建築後25年以上を経過した公立小中学校施設が全施設の約7割となっており、特に児童生徒急増期(第2次ベビーブーム期)に建設された施設の老朽化が深刻な状況となっています。地震発生時や日常の安全安心を確保するとともに、施設の長寿命化を図るため、老朽化した学校施設の計画的、効率的な再生整備や適切な維持管理を推進する必要があります。また再生整備は、整備の際に環境に配慮することにより温室効果ガス削減に貢献するとともに、学習環境の快適性、学習活動への適応性を確保する観点からも重要であり、これらの再生整備を計画的、効率的に進めるためには、学校施設に関する評価・改善サイクル*4を継続的に循環させることが重要です。

文部科学省では、今後、老朽化した学校施設の在り方について検討を行うことなどにより、地方公共団体における学校施設の計画的、効率的な再生の取組を支援していきます。

2 学校施設の室内環境対策

文部科学省では、児童生徒が健康で快適に学校生活を送れるよう、室内空気汚染対策などの環境対策を推進しています。具体的には、建築材料などから発散する化学物質による室内空気汚染などに起因する健康への影響(いわゆる「シックハウス症候群」)などについて、学校においても対策が求められていることから、学校施設を整備する際の室内空気汚染に関する主な対策のポイントをまとめたパンフレットなどを作成し、各都道府県教育委員会などへ配布しています。また、学校施設整備指針の中でも、化学物質濃度が基準値以下であることを確認した上で建物の引渡しを受けることなどの対策を示しています。

さらに、アスベストについては、平成17年の事業所などにおける健康被害の状況発表以来、社会的に深刻な問題となっています。これを受け文部科学省では、児童生徒などの安全対策に万全を期すために、学校施設などにおける吹き付けアスベスト等の使用実態調査や除去などの対策状況フォローアップ調査を実施しています(参照：<http://www.mext.go.jp/submenu/05101301.htm>)。

この調査結果などを踏まえ、文部科学省では、学校施設などの設置者に対し、対策工事に係る財政

*1 学校教職員による点検は1年以内、学校設置者、専門家による点検は3年以内に実施したものが調査の対象。

*2 全学校(28,930校)のうち、点検主体(学校教職員、学校設置者、専門家)に関わらず、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等の全てについて耐震点検を実施した学校の割合。

*3 耐震点検を実施した学校(18,891校)のうち点検の結果判明した異常箇所全てについて対策を終えている学校の割合。

*4 評価・改善サイクル

学校施設を維持・改善していく過程の中で従来から学校、設置者において実施されてきている評価の取組を整理し、PDCAサイクルとして位置づけたもの(学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～(最終報告)」(平成21年3月)(参照：<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/hyoukasaisyuu.pdf>)より)。

支援を行ったり、具体的な対策方法を示した留意事項を通知したりすることにより、適切なアスベスト対策が講じられるよう取り組んでいます。

3 学校施設の事故防止・防犯対策

学校施設は、心身ともに成長過程にある多数の児童生徒などが学習や生活をする場であることから、災害対策、防犯対策など安全性を確保することが重要です。子どもの安全を守るためには、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し安全対策を行う必要があります。また、施設・設備面(ハード面)に関する対応のみならず、管理運営など(ソフト面)の対応も含め、組織的・継続的に実施する必要があります(参照：第2部第2章第9節3)。

文部科学省では、学校施設の事故防止・防犯対策に関する報告書など(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm)を作成し、学校設置者に配布するとともに、研修会などを通じて普及啓発に努めています。また、児童生徒などの事故防止や防犯対策の観点から必要となる施設整備について国庫補助を行っています。

(1) 学校施設の事故防止対策

文部科学省では、天窓からの転落などの事故を防止し、安全な教育環境を確保するため、学校施設内の様々な場所で起こる事故全般(転落や衝突、転倒、挟まれ、落下物、遊具)を対象に、学校施設を計画・設計する際の事故防止に関する留意事項等について、平成21年3月に報告書「学校施設における事故防止の留意点について」を取りまとめるとともに、「学校施設整備指針」を改訂し、安全対策関連規定を充実させました。

(2) 学校施設の防犯対策

平成14年11月に文部科学省において取りまとめた報告書「学校施設の防犯対策について」では、学校施設において考慮すべき防犯対策に係る基本的な考え方を示すとともに、学校設置者が、各地域や各学校の特性に応じて学校施設の防犯対策を具体的に計画・設計する際の留意点を例示しています。また、この報告書などを受けて、15年8月に「学校施設整備指針」を改訂し、学校施設の防犯対策に関する規定を充実させるとともに、21年3月には「学校施設における地域ぐるみの防犯対策事例集」を取りまとめるなど、学校施設の防犯対策に関する手引書や事例集を作成しています。

第2節 快適で豊かな施設環境の構築

1 新たな時代に応じた学校施設への取組

(1) 「学校施設整備指針」などの策定

学校においては、子どもたちが生き生きと学習や生活を行うことのできる安全で豊かな施設環境を確保し、教育内容・方法の多様化へ対応するための施設機能を備えることが必要です。このため、文部科学省では、小学校、中学校などの学校種別ごとに施設の計画・設計上の留意事項をまとめた「学校施設整備指針」を策定しています。この指針では、学校施設整備の基本的方針として、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備や、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備について示しています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_a12.htm)。

学校施設整備指針については、学習内容や方法、社会状況の変化などに対応するため継続的に見直しを行っています。これまで、学習指導要領の改訂への対応、また、学校施設の防犯対策や耐震化、特別支援教育、事故防止対策の推進などを目的に改訂を行いました。さらに、改訂内容を踏まえた事例集も作成しています。

また、文部科学省では、学習指導要領の改訂などの趣旨を踏まえ、質の高い教育を実現するために参考になるとと思われる施設的なアイデアを集めた「新たな学校施設づくりのアイデア集」を平成22年1月に取りまとめました。

さらに、学校設置者における学校施設的环境向上、機能改善に向けた取組を促すことを目的に、老朽化が進む学校施設の中でも、特に整備が遅れている学校トイレについて、施設改修に向けた設置者の事業計画・予算確保への取組などを紹介する「学校トイレ改善の取組事例集」を平成23年11月に取りまとめました。



階段状の空間での活動
(福井県坂井市立丸岡南中学校)
「新たな学校施設づくりのアイデア集」より



改修後のトイレ
(川崎市下作延小学校)
「学校トイレ改善の取組事例集」より

(2) 学校用家具の充実

学校用家具は、日常の学校生活の中で児童生徒が身近に使用するものです。また、ティーム・ティーチングやグループ学習、個別学習など、一人一人の個性を生かした多様な学習形態と密接な関係があるとともに、学校施設の使いやすさなどにも関係する学校施設設計上重要な要素の一つです。

文部科学省では、児童生徒の体格や学習内容などの諸条件に適合する学校用家具の在り方について調査研究を実施するとともに、学校用家具の導入についての手引書の作成なども行っています。



木材を活用した机・いす
(栃木県茂木町立茂木中学校)

2 地域との連携を促進する学校施設づくり

(1) 地域の拠点としての学校施設の充実

学校は、児童生徒の学習の場であるとともに、生涯学習活動や地域住民の交流など、多様な活動の拠点ともなっています。

文部科学省では、地域社会や家庭、学校が連携協力することの重要性を踏まえた学校施設の整備について方策を提示するとともに、学校施設と他の文教施設(社会教育施設、社会体育施設など)や福祉施設(高齢者福祉施設、児童福祉施設など)などと連携した複合化促進型施設の整備についてその一部を国庫補助しています。また、東日本大震災において、平成23年10月に「学校からのまちづくり」を提唱し、地域コミュニティの拠点として学校施設が復旧・復興していく上での整備の視点を示しています(参照：第1部第4節②)。

このような施設整備により、地域住民との交流・連携が活性化し、そこでの多様な体験などを通じて児童生徒の「生きる力」が育まれることが期待されます。

(2) 文教施設のバリアフリー化の推進

学校施設については、障害の有無にかかわらず、児童生徒が支障なく学校生活を送ることができるよう配慮することが必要であるとともに、地域コミュニティの拠点、災害発生時における地域住民の応急的な避難場所としての役割を果たすことから、学校施設のバリアフリー化を進めることは重要です。

平成14年12月に「障害者基本計画」が閣議決定され、学校施設などのバリアフリー化の推進が示されました。また、15年4月には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となりました。さらに、18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、既存の特別支援学校や博物館などが新たにバリアフリー化の努力義務の対象とされています。

このため、文部科学省では、平成16年3月に学校施設におけるバリアフリー化などの推進に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」を策定しました。また、19年6月には各学校設置者における計画的なバリアフリー化の取組を紹介した事例集を作成しました。また、特別支援教育制度への転換を受け、同年7月に学校施設整備指針の改訂を行った際には、学校施設のバリアフリー化について改めて見直しを行い、記述を充実させました。

さらに、障害のある児童生徒の学習環境を改善することはもちろんのこと、障害のある児童生徒がいない学校についても、地域コミュニティの拠点としての機能を十分に果たすことができるよう、スロープや障害者用トイレ、エレベーターなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行うなど、各地方公共団体などによるバリアフリー化の取組を支援しています。

(3) 余裕教室・廃校施設の活用

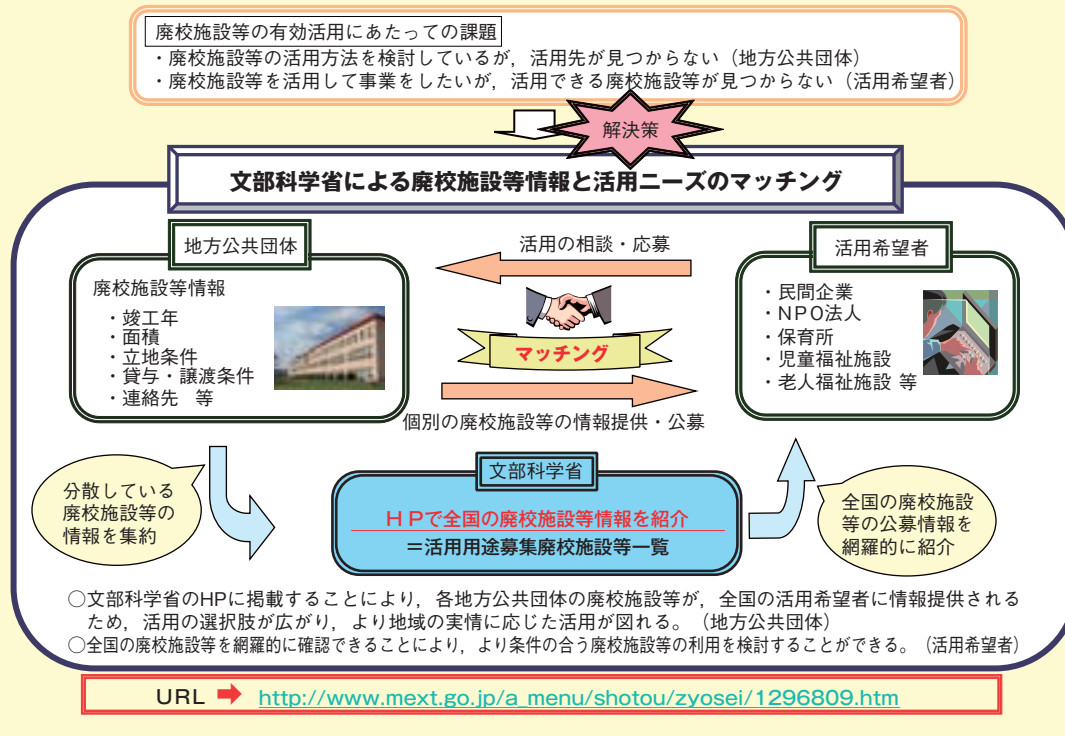
近年、少子化による児童生徒数の減少などに伴い、余裕教室や廃校施設が生じています。余裕教室や廃校施設については、各学校・地域の実情やニーズに応じて有効に活用することが重要です。現在、これらは、児童生徒の交流スペースやカウンセリングルームなどとして、また、地域への開放という形で活用されているほか、公民館などの社会教育施設や児童福祉施設・保育所、宿泊施設、工場、オフィスなど学校教育以外の用途でも活用されています。

文部科学省では、余裕教室や廃校施設が有効に活用されるよう、活用事例を紹介したパンフレットを作成・配布するほか、保育所や放課後子どもプランのように、社会的に大きなニーズがあり、実施場所の確保が課題となっているような活用方法について、地方公共団体に積極的な活用を呼びかけています。

また、平成20年6月に、国の補助金を受けて整備された学校施設を学校以外の用途に転用する場合などに必要となる財産処分手続を大幅に弾力化・簡素化し、ほとんどの場合において国庫納付金を不要としています。

さらに、廃校施設の活用支援の取組として、「～未来につなごう～『みんなの廃校』プロジェクト」を展開し、地方公共団体で活用のアイデアや活用先を募集している廃校施設の情報を集約し、文部科学省のホームページ上で公表することで、社会福祉法人や民間企業をはじめとした活用希望者のマッチングを支援しています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)。

図表 2-10-3 ~未来につなごう~「みんなの廃校」プロジェクト



3 環境を考慮した学校施設づくり

(1) エコスクール(環境を考慮した学校施設)の推進

地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、学校施設についても、環境を考慮する必要性から、エコスクールとしての整備が求められています。

東日本大震災の影響で電力供給力が大幅に減少し、電力需要がピークとなる夏季には、使用最大電力の抑制をはじめとする電力需給対策が求められました。このため、学校施設においても更なる省エネルギー対策を講じていくなど、エコスクールの一層の推進が求められています。また、停電が発生した際に、太陽熱を利用した暖房設備が設置された学校で室温を一定に保つことができた例もあるなど、エコスクール化には防災上の効果も認められます。

文部科学省では、新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、校庭の芝生化などのエコスクールの整備に対して国庫補助を行うとともに、関係省庁と連携して公立学校を対象にエコスクールパイロット・モデル事業(普及・啓発事業)を実施するなどその整備充実に取り組んでいます(図表 2-10-4)。これらの取組に加え、平成 23 年度からは、老朽化した公立学校施設における環境に配慮した改修の計画的、効率的な実施を促進するため、大規模改造(老朽：エコ改修)事業を創設しました。また、エコスクールに関する整備手法を紹介したパンフレットや学校施設を環境教育に活用している先進的な取組を集めた事例集の作成、ホームページによる情報発信など、エコスクールの整備による意義や効果についての普及にも努めています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/index.htm)。

さらに、文部科学省では、国土交通省と連携して、有識者による委員会を開催し、エコスクールの取組をより進めた学校のゼロエネルギー化(省エネの徹底によりエネルギー消費を実質上ゼロにすること)の推進方策について検討を行っています。

一方、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)では、教育委員会管理の下、学校においても省エネルギー対策が求められています。このため文部科学省では、学校事務職員と意見交換を行い、「学校のできる省エネ」を取りまとめ(図表 2-10-5)、各都道府県教育委員会等関係機関へ配

布しています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)。

図表 2-10-4 エコスクール(環境を考慮した学校施設)の推進



太陽光発電について児童と保護者に説明
(長野県南相木村立南相木小学校)



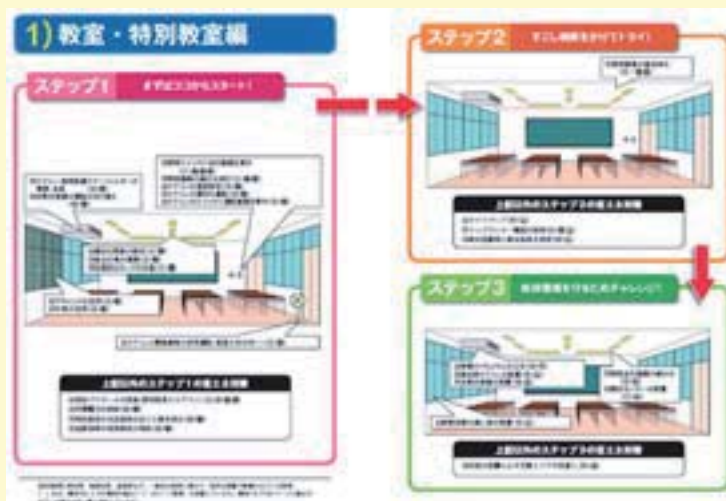
雨水貯水タンクを見て学習
(長崎県長崎市立大浦小学校)

エコスクールパイロット・モデル事業の認定校数(単位：校) (平成 24 年 2 月現在)

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	計
18	20	20	41	58	88	97	98	101	70	79	104	157	175	134	1,260

(出典)文部科学省調べ

図表 2-10-5 学校でできる省エネ



学校関係者が自分に実践できる省エネ対策を判断できるように、取組段階(ステップ)に分けて省エネ事例を紹介。

(2) 学校施設における木材活用

我が国の伝統的な建築材料である木材の活用は、温かみと潤いのある教育環境づくりを進める上で効果的であり、たくましく心豊かな児童生徒の育成に寄与しています。また、地域の木材を利用することにより、校舎への愛着、地域文化の理解促進などの効果も期待されます。さらに、木材の活用により、地球温暖化防止にも貢献することができます。

平成 22 年 10 月には「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。このため、文部科学省では、学校施設の整備に当たっても、各学校や地域の実情を踏まえつつ、木材の利用に積極的に取り組んでいただくよう、林野庁、国土交通省と連携して地方公共団体に促しています。また、公立学校の木造校舎の新增改築事業や既存建物の床や壁などの内装に木材を使用した改造

事業などについて国庫補助を行っています。

さらに、林野庁と連携しながら、木材を活用した学校施設の整備に関する手引書や、木材利用の検討の進め方やコストの抑制の方法を中心にその留意点や特色ある取組を紹介する事例集を作成するとともに、講習会を実施するなど、学校施設における木材利用の取組を支援しています。

第3節 未来を拓く教育研究基盤の形成

国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校(以下「国立大学など」という。)は、社会の要請に応えながら、創造性豊かな人材の養成や独創的・先端的な学術研究、高度先端医療を推進するなど、我が国の高等教育及び学術研究の進展に大きな役割を果たしてきました。

文部科学省では、国立大学などがこのような役割を一層果たしていくためには、その基盤となる施設の充実を図ることが重要であるとの認識の下、国立大学などの施設整備の支援を行っています。

1 国立大学などの施設を取り巻く現状

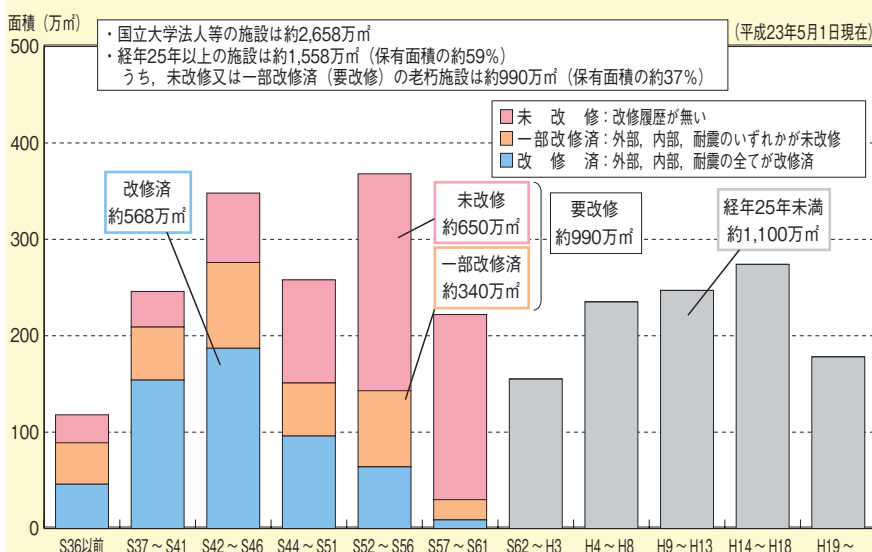
これまで国立大学などの施設については、科学技術基本計画を受けて、平成13年度以降、2次にわたり「国立大学等施設緊急整備5か年計画」を策定し、計画的・重点的に施設整備を推進してきました。その結果、教育研究活動を支える基盤となる施設について、耐震化の推進や老朽・狭あい化の解消に一定の進展が図られてきました。しかしながら、依然として安全性・機能性の不足や老朽化の更なる進行などの課題を抱えているのが現状です。

学校などの建物は、一般的に建築後概ね15年を経過すると、電気設備や冷暖房設備など建物内の一部が改修時期を迎え、20~30年を経過すると建物の大部分が改修時期を迎えると言われており、このため文部科学省では、建築後25年以上経過したものを老朽施設と考えています。

現在、国立大学などが保有している施設のうち、建築後25年以上経過しており、かつ、今後改修が必要なものは約990万㎡(全体の約4割)に達しています(図表2-10-6)。

これら老朽施設の大半は、旧耐震基準により設計された施設であり、耐震性など安全上の課題を抱えていることが多く、また、電力・給排水設備の容量不足など教育研究活動に必要な機能が確保されていないことも多いことから、早急な改善が必要です。

図表 2-10-6 国立大学などの施設の経年別保有面積と改修需要



耐震性の不足や外壁落下のおそれのある老朽施設の例

また、教育研究の進展に伴う各種研究設備の増加や多様化、大学院組織の拡充、産学官連携の進展などによる全体的な狭あい化の進行、さらには、国際化や地域医療への貢献、地球環境への配慮など様々な政策課題や社会的要請への対応が求められるようになっていきます。



狭あい化の著しい実験室



救命救急センター

2 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づく整備の推進

文部科学省では、これらの課題に適切に対応していくため、平成23年8月に「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画(平成23~27年度)」(「第3次5か年計画」)を策定し、計画的・重点的な施設の整備を推進しています。

(1) 基本的考え方

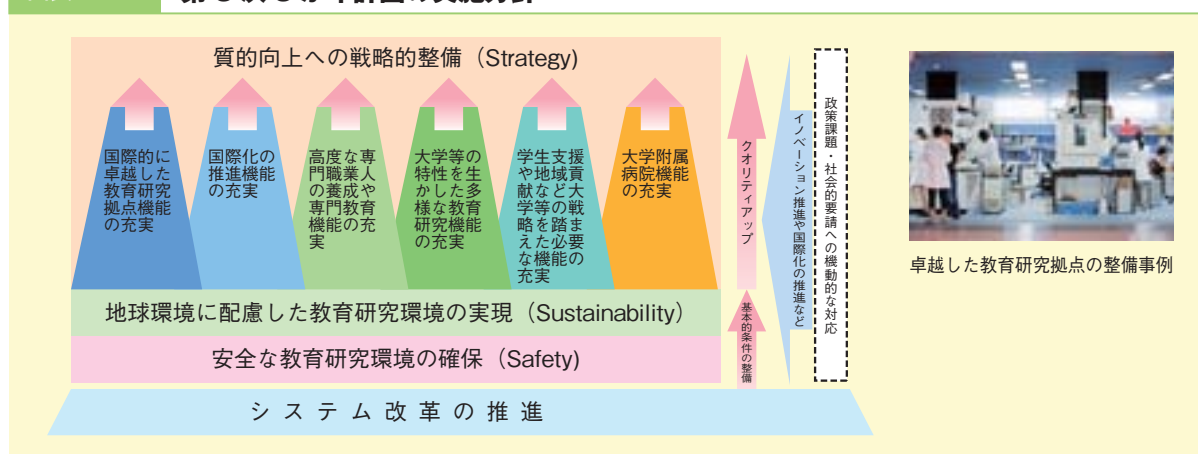
第3次5か年計画では、施設整備の基本的考え方として、

- ・ 質的向上への戦略的整備 - Strategy
- ・ 地球環境に配慮した教育研究環境の実現 - Sustainability
- ・ 安全な教育研究環境の確保 - Safety

を掲げ、これらの取組を一体的に実現することを通じて、十分な機能を持った、質の高い、安全な教育研究環境の確保を目指しています。

また、より効果的かつ効率的な施設整備を実施するため、基本理念や将来構想、経営戦略などを踏まえた国立大学ごとのキャンパス全体の整備計画(キャンパスマスタープラン)の策定を推進しています。

図表 2-10-7 第3次5か年計画の実施方針



(2) 重点的整備の推進

第3次5か年計画では、前述の基本的考え方の下、以下の施設(約550万㎡)を優先的に整備すべき対象と位置付けています。

- ・ 老朽施設の改善：約400万㎡
耐震性に問題のある施設，教育研究活動に著しい支障のある施設やライフライン(電気・ガス・水道など)を整備
- ・ 狭あい解消整備：約80万㎡
卓越した研究拠点の形成や若手研究者の増加，留学生の受入れなどへの対応のため，必要となるスペースを整備

・大学附属病院の再生：約70万㎡

最先端医療への対応や救命救急医療の拠点などに必要な施設を整備

(3) システム改革の推進

前述の重点的整備と併せて、既存施設の有効活用や適切な維持管理などの施設マネジメントの推進、多様な財源の活用による施設整備の推進などのシステム改革の取組を一層推進しています。

3 大学などの施設づくりへの技術支援

文部科学省では、国立大学などの施設の質的水準の確保・向上を図るとともに、社会の変化に対応した施設づくりのため、技術的な面から、国立大学などの施設づくりを支援しています。また、国公立大学、研究機関など施設における省エネルギーの推進のための取組を実施しています。

(1) 技術的基準の整備

国立大学などの施設整備に当たって一定水準の品質と性能を確保するため、中央省庁共通の「統一基準^{*5}」や文部科学省が定める「特記基準^{*6}」などの技術的基準を定めています。

(2) 公共事業コスト構造改善の推進

平成20年5月に、公共事業のコスト構造の改善を目指し「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」を定め、従来からの取組を更に進めるとともに、コスト構造改善を推進しています。具体的には、工事コスト・維持管理費の縮減、施設の長寿命化及び環境負荷の低減効果などの品質の向上を図る取組を行い、20年度から5年間で、19年度に比べて15%の総合コスト改善を目標としています。22年度については、大学などの総合コスト改善は11.0%となり、全体的な物価変動を考慮すると9.8%となりました。

(3) 実験施設の安全衛生対策の推進

国立大学などでは、教育研究活動の高度化や建物の老朽化などに伴い、実験施設における安全衛生の確保が課題となっていることから、有識者による検討を行い、平成22年3月に報告書「実験施設の整備等における安全衛生対策の留意点について」が取りまとめられました(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1292180.htm)。

(4) 省エネルギーの推進

省エネ法の規制の強化や地球温暖化などの問題を受け、大学などにおいても省エネルギーの一層の推進が求められています。このため文部科学省では、平成23年度に「省エネルギー対策に関する研修会」を開催したり、有識者による検討を行い「大学等における省エネルギー対策事例集 業務用機器(実験装置)編」を取りまとめ、国公立大学、研究機関などへ配布しています(参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)。

さらに、平成17年度から経済産業省と連携して、エネルギーの使用量が多い大学などを対象に現地調査を実施するとともに、20年度からは文部科学省単独の現地調査も実施し、大学等が教育・研究を進めつつ、一方で省エネルギーが図れるよう、指導・助言を行っています。

^{*5} 統一基準

官庁施設整備に関し、各府省庁が定めた基準類のうち、共通化することが合理的な基準類を整理・統合し、中央省庁統一の基準として「官庁営繕関係基準類の統一化に関する関係省庁連絡会議」の決定を受けた基準類。

^{*6} 特記基準

文教施設の特性などから、統一基準により難しい部分がある場合に、統一基準を補完する基準として各府省庁が個別に定めた基準類。